

岐南町空き店舗対策事業補助金交付制度

町内の空き店舗を賃借して営業を開始する事業主に対し、予算額の範囲内で家賃の一部を補助します。

補助内容

☆店舗の1月分の賃貸料

(敷金、礼金、保証金、管理費、共益費、その他これらに類する費用を除く)

補助対象者

☆町内の空き店舗を賃借して出店する個人又は法人

☆賃貸借契約締結後6か月以内であるもの

☆岐南町商工会に加入しているもの

対象店舗

☆町内で、6か月以上利用されていない住居以外の物件

交付条件

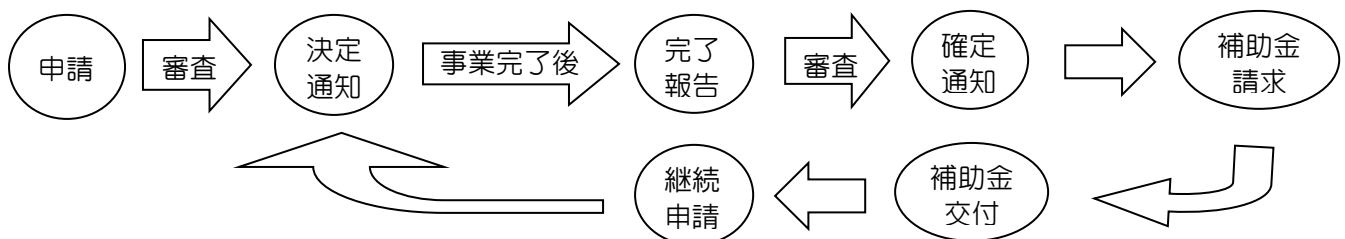
☆この補助事業で対象となった経費に対して、他の補助金の交付を受けていないこと

※岐阜県企業立地促進事業補助金を除く(例外として、毎月の補助の交付額を縮減し、交付期間を5年間まで延伸できます。) ※その他一定の条件があります

申請書類

- ① 交付申請書
- ② 岐南町商工会会員であることを証するもの
- ③ 賃貸借契約書の写し
- ④ 個人は住民票、法人は登記事項証明書
- ⑤ 町税の納税証明書
- ⑥ 他の法令等により許可、確認等が必要なものについては、許可書等の写し
- ⑦ その他町長が必要と認める書類

申請の流れ



※申請書を提出する前に、経済環境課へご相談ください。手続きの説明と事前のヒアリングを行います。



【申込・問】岐南町役場経済環境課(庁舎2階)

羽島郡岐南町八剣7-107 ☎(058)247-1370 FAX(058)240-4568